

デジタル社会形成基本法第 37 条第 4 項及び  
官民データ活用推進基本法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見（案）

令和 3 年 12 月 15 日  
個人情報保護委員会

第 204 回国会（常会）において成立したデジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）の施行及びデジタル庁の発足により、我が国におけるデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進していく体制が整ったなか、デジタル社会の実現に向けた政策の遂行に当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報を含む個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いが確保されることが肝要である。

こうした基本的視座に立った上で、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）に定められた施策の実施に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- (1) 令和 3 年 5 月に成立したデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）により、令和 4 年 4 月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されることになることを踏まえ、各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保すべきこと。
- (2) 行政機関等が個人情報等を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要であることから、政策目的や国民が得ることが期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に国民に説明すべきこと。
- (3) 個人情報等を取り扱う施策の遂行やシステム構築の実施に当たり、取り扱うデータの内容、データの流れ、データの取扱いに

関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA (Privacy Impact Assessment: 個人情報保護評価) の手法を用いることや、個人データの取扱いに関する責任者の設置などのデータガバナンスの体制を構築することは、各施策やシステムの透明性と信頼性の確保のために有効であること。

(4) 個人情報等の取扱いについては、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

以上